

令和4年2月双葉町農業委員会臨時総会会議録

1. 日 時 令和4年2月17日(木)13時50分開会
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所2階大会議室
3. 招 集 者 会長職務代理者 澤上 榮
4. 議事日程
日程第1 会長の互選について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 会長職務代理者の互選について
日程第4 議席の一部変更について

出席農業委員

議席1 大橋 利一 委員	議席2 欠 席	議席3 鵜沼 久江 委員
議席4 林 和男 委員	議席5 高田 喜寿 委員	議席6 高木 幸恵 委員
議席7 澤上 榮 委員	議席8 欠 席	

出席農地利用最適化推進委員

井戸川 弘幸委員 渡辺 浩美委員 高玉 正祐委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名
農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳
農業振興係長(併任) 大和田 千歳
主査(併任) 箭内 洗平

6. 開会

○相楽事務局長

本臨時総会は、先の定例総会で会長の辞任について同意を得られたことから、双葉町農業委員会規程第4条第2項において、会長が欠けるに至った日から10日以内に会長の選挙を行わなければならないと規定されておりますので、新たに会長を選出するための総会となるものです。会長が互選されるまでの間、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長の職務を行うものがない時は委員の中から年長者の者が臨時の議長に職務を行うことになっておりますので、現会長職務代理者に議長をお願いいたします。

7. 会長職務代理者挨拶

会長職務代理者の澤上榮です。双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長の職務を行わせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

8. 議事

◆臨時議長(澤上会長職務代理者)

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年2月双葉町農業委員会臨時総会を開会します。

日程第1「会長の互選について」を議題とします。選出方法について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○相楽事務局長

それでは、説明させていただきます。会長の互選につきましては、双葉町農業委員会規程第2条並びに第2条の2により、農業委員会の委員で互選する方法があります。投票による方法となります。また、双葉町農業委員会選挙事務取扱規程第11条に委員に異議がない時は指名推薦によることができるとなっておりますが、いずれの方法がよいかお諮りします。

◇鵜沼委員

指名推薦がよろしいと思います。

◆臨時議長（澤上会長職務代理者）

ただいま、指名推薦による方法という発言がありましたが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆臨時議長（澤上会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、会長の選任につきましては、指名推薦による方法に決定しました。お諮りします。それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

◇鵜沼委員

澤上委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◆臨時議長（澤上会長職務代理者）

ただ今、澤上委員を会長に推薦したいとの発言がありました。ほかに推薦はございませんか。

（なしの声）

◆臨時議長（澤上会長職務代理者）

なしと認めます。ほかに推薦がないようでありますので、澤上委員を会長に推薦することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

◆議長（澤上会長職務代理者）

出席者全員の同意を確認しましたので、澤上委員を会長とすることに決定しました。会長に選任されましたので挨拶をさせていただきます。

前会長の残任期間が約二年残っているわけですが、この二年間を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、会長に選任されましたので一般社団法人福島県農業会議の会員となります。以上もちまして、臨時議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◆議長（澤上会長）

日程第2、議事録署名人について議題とします。

議事録署名人は、双葉町農業委員会会議規則第13条第2項の規定によって、会長及び総会で定めた2人以上の出席委員となっております。議事録署名人は会長が指名したいと思います。

お諮りします。議事録署名人は会長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

◆議長（澤上会長）

異議なしと認めます。議事録署名人には4番・林委員、5番・高田委員の両名を指名いたします。

◆議長（澤上会長）

続いて、日程第3、「会長職務代理者の互選について」を行います。選出方法について事務局の

説明を求めます。事務局長

○相楽事務局長

それでは説明させていただきます。会長職務代理者の互選については、双葉町農業委員会規程第2条並びに第2条の2により、農業委員会の委員で互選する方法があります。投票による方法となります。また、双葉町農業委員会選挙事務取扱規程第11条に、委員に異議がない時は指名推薦によることができるとなっておりますが、いずれの方法がよいかお諮りします。

◇鶴沼委員

指名推薦がよろしいと思います。

◆議長（澤上会長）

ただいま、指名推薦による方法という発言がありましたが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（澤上会長）

異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の選任につきましては、指名推薦による方法に決定しました。お諮りします。それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

◇鶴沼委員

大橋委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◆議長（澤上会長）

ただ今、大橋委員を会長職務代理者に推薦したいとの発言がありました。ほかに推薦はございませんか。

◇大橋委員

本日は欠席しておりますが、私より年長者である木幡委員はどうでしょうか。

◆議長（澤上会長）

木幡委員より事前にご連絡を受けておまして、大橋委員を推薦とのことでした。したがって、大橋委員に会長職務代理者に推薦することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

◆議長（澤上会長）

出席者全員の同意を確認しましたので、大橋委員を会長職務代理者とするに決定しました。会長職務代理者に選任されました大橋委員より挨拶をお願いします。

◇大橋会長職務代理者

職務代理者として会長を支えられるよう努めます。皆様のご協力をお願いいたします。

◆議長（澤上会長）

日程第4 議席の一部変更について、会長、会長職務代理者の決定に伴い、双葉町農業委員会会議規則第7条第2項の規定によって、議席の一部を変更します。暫時休議します。

◆議長（澤上会長）

それでは会議に戻します。座席ですが、基本的に皆さんの席は変わりません。大橋委員の議席を7番に、澤上委員の議席を8番に、新しく委員になられる方は1番の議席となります。移動をお願いします。

（各委員、議席へ着く）

◆議長（澤上会長）

以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了しました。

（閉会時間 14 時 20 分）

引続き、下記事項について協議

（1）農業者年金加入推進部長の推薦について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長職務代理者.....澤上.....榮.....⑩

議事録署名人林.....和男.....⑩

議事録署名人高田.....喜寿.....⑩